

火災共済改定のご案内

いつも福島県火災共済協同組合をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
 令和3年1月以降共済始期の契約について、火災共済の制度改定を実施いたしました。
 本改定により、ご契約にあたって共済掛金や補償内容が大きく変更となっている場合がございますので、今一度ご契約内容をご確認のうえ、お手続きいただきますようお願い申し上げます。

ご案内内容			
1. 共済掛金の改定	(表面)	3. その他の改定	(裏面)
2. 水災補償の拡充		4. 補償の見直しのポイント	

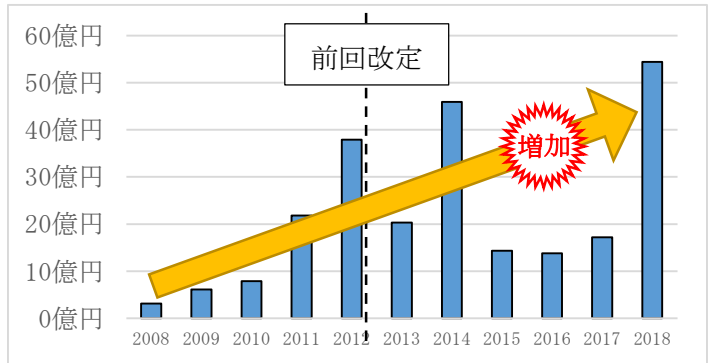
1. 共済掛金の改定

(1) 自然災害増加を踏まえた共済掛金の改定

平成26年豪雪による雪災、平成30年7月豪雨による水災、平成30年台風21号及び台風24号による風災といった様々な自然災害が発生し、共済金の支払いが増加していることから、共済掛金率を改定しました。



風・雹・雪災、水災による損害共済金の推移



(2) 築浅割引率の改定

築浅物件のほうが、築年数が経過した建物よりリスクが低い実態にあります。こうしたリスク較差を共済掛金に反映するため、築浅物件を対象とした割引（建物のみ）を拡大しました。

割引率および割引期間の拡大

2016年12月改定		2021年1月改定	
築10年未満	10%割引	築10年未満	30%割引
		築10年以上 築20年未満	15%割引

(3) 地震危険補償特約の共済掛金率の改定

確率論的地震動予測地図に基づく直近の地震リスクを反映して、地震危険補償特約の共済掛金率を改定しました。

地震危険補償特約の共済掛金（共済金額1,000万円）

住家物件		非住家物件	
イ構造	ロ構造	イ構造	ロ構造
7,000円	14,000円	10,200円	20,500円

2. 水災補償の拡充

近年、大規模な水害が頻発していることを踏まえ、総合火災共済および新総合火災共済のD型の水災の補償内容を拡充しました。



3. その他の改定

(1)新価補償契約の臨時費用共済金を変更いたしました。

新価補償契約(新価共済特約・価額協定共済特約付帯契約)の臨時費用共済金の変更

新価補償契約の場合、事故の際に実際にかかった修理金額以上に共済金が支払われるケースがあるため、十分な補償内容で合理的な共済掛金となるように臨時費用共済金を変更しました。

	改定前	改定後※
住宅物件	損害共済金×30% (100万円限度)	損害共済金×10% (100万円限度)
普通物件 工場物件	損害共済金×30% (500万円限度)	損害共済金×10% (100万円限度)

※改定後は、臨時費用共済金変更特約を付帯

(2)ご契約者様のご要望に沿った補償をお選びいただきやすくなりました。

風雪災の損害額 20 万円未満補償の新設

損害額に関わらず、風雪災が補償の対象となる「風災等支払方法拡充特約」を新設しました。

借家人賠償責任補償特約の新設

火災や破裂・爆発の事故による借戸室に対する法律上の損害賠償責任を補償する「借家人賠償責任補償特約」を新設しました。

工場物件の水災補償の新設

工場物件に対して水災を補償する「水害共済金補償特約」を新設しました。

(3)割引制度を新設しました。

事業継続力強化割引の新設

以下の①および②を満たす共済契約について、10%の割引を行う「事業継続力強化割引」を新設しました。

① 1 共済契約証書の合計共済金額が1億円以上であること。

② 共済契約者が、「事業継続力強化計画認定」または「BCP優良認定・認証」を受けていること。

4. 補償の見直しのポイント

(1)十分な共済金額の設定のオススメ

事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、共済金額は評価額を基準にご加入ください。

(2)家財等の動産の補償のオススメ

建物だけの契約では「家財」等の動産は補償されません。別途、動産のご契約をご検討ください。

(3)地震補償・水災補償のオススメ

万が一に備え、地震（昭和56年6月以降に建築された建物が対象）や水害などの自然災害に対する補償をご検討ください。

(4)新価補償契約のオススメ

1 共済契約において、共済の対象別に「新価補償」を選択できるようになりました。再調達価額で補償される新価補償契約をご検討ください。

○このご案内は、改定の概要を説明したものです。共済金をお支払いできない場合等の詳しい内容につきましては、「約款」、「重要事項説明書」、「パンフレット」をご覧ください。
○ご不明な点につきましては、取扱代理所または当組合までお問い合わせください。
○当組合と全日本火災共済協同組合連合会が共同して共済契約をお引き受けいたします。

福島県火災共済協同組合

TEL 024-526-1027 FAX 024-526-1037

【受付時間】 平日 午前9:00～午後5:00

(土・日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理所